

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数

《 対象期間：2024年1月1日～2024年12月31日 》

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋骨内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	

区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	115
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術	

区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

区分4に分類される手術		件数
ア	胸腔鏡下手術	
イ	腹腔鏡下手術	

その他の区分に分類される手術		件数
人工関節置換術		319
乳児外科施設基準対象手術		
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人口心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術		

